

谷垣議員提出資料

(政策評価と予算との連携強化について)

平成 17 年 3 月 10 日

財 務 省

< 目 次 >

- I. 政策評価調書の見直しの方向性について P 1

- II. 予算と成果を評価できるような予算書・決算書の作成に向けた検討について P 8

I. 政策評価調書の見直しの方向性について

1. 政策評価調書の徴求・活用

- (1) 概算要求・要望に当たり、各府省より施策の意図・目的、必要性、効率性、有効性等を記載した「施策等の意図・目的等に関する調書」（「政策評価調書」）を徴求。
- (2) 平成17年度概算要求に当たっては、「基本方針2004」等を踏まえ、重点課題について特に、
- ① 可能な限り定量的な成果目標
 - ② 成果目標を達成するための手段
 - ③ 成果目標の達成度合いを事後的に評価するための具体的な方法等を記載するよう要請。

2. 平成17年度予算編成における扱い

(1) 財務省では、政策評価調書を参考として、要求・要望の中身を精査し、優先性等を判断。成果目標等も含め、具体的な活用事例を昨年末に公表。

(平成17年度予算：52事例を公表)

(2) 各府省においては、本年2月、重点課題について平成17年度予算を踏まえた成果目標等を公表。

総数：1,424

〔	成果目標が示されているもの：	1,410
	うち成果目標が定量的なもの：	700

〕

(成果目標の例)

- 総合的なワンストップサービス整備事業（総務省）：電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数3,000万件（2006年度） 等
- 海事保安強化のための基礎システムの構築（国土交通省）：船員手帳交付手続きの所要時間10分以内 等
- 被害者対策の推進（警察庁）：被害者の精神的、経済的負担の軽減を図る

3. 政策評価と予算の更なる連携強化に向けた取組み等

政策の体系図（イメージ）

農林水産業の有する自然循環機能を維持増進させ、持続的利用が可能なバイオマスの利活用を一層拡大させるとともに、自然環境を適正に管理することにより、将来にわたって多面的機能を発揮させる。（中目標）

農畜産業の環境保全対策

バイオマスの利活用の推進

森林の整備

森林の保全

バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業

バイオマス利活用フロンティア推進事業

バイオ生分解素材開発・利用評価事業費

食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査

「政策（狭義）」

特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとめり。

「施策」

左記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとめりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」

左記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段の基礎的な単位となるもの。

（注）上記のイメージ図は、農林水産省の平成15年度政策評価（実績評価）の体系を、適宜、加工・編集したもの。

（中目標の上位には、大目標「国民のすべてが農山漁村において行われる適正な生産活動や森林を含む自然環境の適正な管理により生ずる多面的機能を享受できるようにし、将来にわたって持続的に発展可能な社会を実現する」（「政策（狭義）」に相当）があるがスペースの関係上省略した。）

政策評価法に基づく政策評価と政策評価調書の単位

- 政策評価法上の実績評価方式による評価の単位：「施策」程度の括りが基本（評価対象数：486（平成16年度に公表された実績評価結果））。

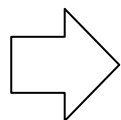
（例）バイオマスの利活用の推進（農林水産省）

（注）政策評価に関する標準的ガイドライン（抄）（13.1.15 政策評価各府省連絡会議了承）

実績評価の対象：共通の目的を有する行政活動の一定のまとまり（おおむね施策程度のまとまりに相当すると考えられる。以下「施策等」とする。）を対象とする。その際、各府省の主要な施策等に関し幅広く対象とする。

- 政策評価調書の単位：重点課題毎に、その性格に応じて「施策」や「事務事業」など区々の単位となっているが、「事務事業」レベルの細かい単位となっているものが多い（評価対象数：1,424（各府省の重点課題の数））。

（例）バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業（農林水産省）



政策評価法上の政策評価と政策評価調書の単位が不整合

予算書・決算書の見直しの方向性

- 「基本方針2004」において、政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書を作成すべき旨の指摘がなされたこと等を踏まえ、表示科目である「項」及び「事項」を「施策」程度の単位とすべく検討・検証を行っている(後述)。

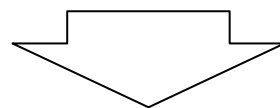
諸外国の動向

- 米国において、予算と業績の統合を目指して2004年度予算教書より導入された PART (Program Assessment Rating Tool) の対象はProgram(施策程度の括り)が中心：総数は約1,000)。
- 英国のPSA(公的サービス合意。大蔵省と各省で合意したアウトカム目標)における評価の単位であるアウトカム目標(Target)の数は導入時(1998年)の約600から減少し、現在では110程度と大括りになっている(2004 Spending Review)。

政策評価調書の見直しの方向性

1. 政策評価調書の単位

- ・ 政策評価法上の政策評価と政策評価調書の単位の不整合
- ・ 予算書・決算書の見直しの方向性
- ・ 米国、英国等の評価の単位の動向



- ① 政策評価調書の単位を、できる限り各府省における政策評価法上の政策評価の単位である施策程度の括りに一致させるとともに、
- ② 施策を構成する事務事業については、調書の中でその要求額等の記載を求める
ことにより、政策評価と予算との連携強化を図る方向で検討。

2. 政策評価調書の記載事項

政策評価調書の記載事項は、施策の必要性、効率性、有効性、成果目標、成果目標を達成するための手段、成果目標の達成度合いの事後的な評価方法を中心とし、これら以外については、極力簡素化を図る方向で検討。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（16. 6. 4 閣議決定）

- ・平成17年度予算から、重点化する予算全てに成果目標を明示する。各府省は目標の達成状況を公表するとともに事後評価を行う。

「17年度予算の全体像」（16. 7. 27 経済財政諮問会議）

- ・重点課題における全ての事業予算に成果目標を導入するとともに、政策評価を予算に反映し、国民に対して説明責任を果たす。
- ・概算要求に際しては、重点課題における全ての事業予算について、事業の性格に応じて定量的な達成目標、その達成手段及び目標の達成度合いの事後的な評価方法を明記する。

「17年度予算編成の基本方針」（16. 12. 3 閣議決定）

- ・各府省は、重点課題における全ての事業予算について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。

「構造改革と経済財政の中期展望－2004年度改定」（17. 1. 21 閣議決定）

- ・予算の質の向上を図るため、予算制度改革に取り組むこととし、成果目標の明示や事後評価の徹底をさらに進め、予算の効率的配分を目指す。このため、政策評価に関する見直しに着手するとともに、評価と予算の連携を強化する。

Ⅱ. 予算と成果を評価できるような予算書・決算書の作成に向けた検討について

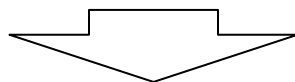
1. 予算書・決算書の問題点についての指摘等と検討の方向性

- 現行の予算書・決算書については、「その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目的毎に区分されておらず、事後の評価になじみにくい」との指摘（次頁参照）。

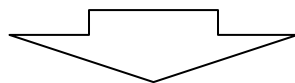
【「公会計に関する基本的考え方」(15.6.30 財政制度等審議会)】

- 「政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める」との方針

【「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(16.6.4 閣議決定)】



- 上記の指摘等を踏まえ、予算書と決算書の表示科目を施策単位とする方向で検討中(検討状況については、後述)。



- 予算書・決算書の表示科目と政策評価の単位が「施策」の括りで一致することにより、予算・決算と政策評価との連携を強化。

現行の予算書・決算書の問題点（イメージ）

予算書

施策

地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

〔甲号 歳入歳出予算 歳出〕

所管	組織	項	金額
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	×××
		厚生労働本省施設費	×××
		・・・	×××
		保健衛生諸費	×××
		保健衛生施設整備費	×××
		・・・	×××

【参考のための添附書類】

〔予定経費要求書〕

＜組織別事項別内訳＞

組織	項	事項	要求額
厚生労働本省	厚生労働本省	厚生労働本省一般行政に必要な経費	×××
		審議会等に必要な経費	×××
		厚生労働行政情報化推進に必要な経費	×××
		・・・	×××
		・・・	×××

決算書

〔歳出決算〕

所管・組織・項	支出済歳出額
厚生労働省所管	
厚生労働本省	×××
厚生労働本省	×××
厚生労働本省施設費	×××
・・・	×××
保健衛生諸費	×××
保健衛生施設整備費	×××
・・・	×××

○ 決算書においては「事項」別の内訳は、示すことにはなっていない。

○ 「項」……【**財政法第23条**】

歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、・・・歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

【**予算決算及び会計令第14条第1項**】

歳入歳出予算、・・・の部局等の区分、・・・歳出予算・・・の項の区分は、財務大臣がこれを定める。

○ 「事項」…【**予算決算及び会計令第11条第1項**】

財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

2. 予算書・決算書の見直しに向けた検討状況

- (1) 一部省庁の協力を得つつ、施策を単位として現行予算の組替えを試みながら、予算書の表示科目（「項」「事項」）の見直しの可能性について検討・検証中。

〔検討・検証内容〕

- ① 「施策」を基本単位とする予算書の作成が可能か
- ② 特定の「施策」に張り付かない間接経費（旅費、庁費等）をいかに取扱うか
- ③ 国会による予算統制の観点から過度に大きな括りとならないか
- ④ 他方、弾力的・効率的な予算執行管理に支障をきたすような、過度に小さな括りとならないか 等

- (2) また、決算書の表示科目を施策単位とすることによる予算の執行管理及び「事項」別の決算額の把握における実務上の問題が生じないかについて検討・検証中。

〔検討・検証内容〕

- 適切・適正に予算の執行管理及び決算書の作成をすることが可能か 等

「公会計に関する基本的考え方」（15. 6. 30 財政制度等審議会報告）

3. 予算及び決算に関する基本的考え方

「・・・また、我が国の現行の予算書、決算書については、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目的毎に区分されておらず、事後の評価になじみにくいという問題があり、現行のままでは、次に述べる財務報告についても透明性の高いものにはならないのが現状である。このため、公会計基本小委員会としては、予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、政府部内で早急に検討を進めるべきである」と考える。・・・」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（16. 6. 4 閣議決定）

- ・ 政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。